

## 横浜家庭裁判所委員会（3月19日）議事概要

### 1 日 時

平成16年3月19日（金）午後1時30分～午後4時

### 2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

石川恵美子，伊藤正一，梶村太市，北村史雄，輿石英雄，竹内直樹，土居葉子，  
中井國緒，中村香織，長澤明彦，堀内かおる，八束和廣，山嶋行雄

欠席 平松雄造，山本蛭夫

（横浜家庭裁判所委員会運営検討会）

慶田康男，柴義人，秦稔幸，山本要一，大沼津

（委員会事務局）

稲垣誠也，今井金也，定久朋宏，汐碓泰子，鈴木浩之

### 4 議 事

(1) 所長あいさつ

(2) 意見交換テーマ

「人事訴訟事件の移管に向けた準備状況等について」

(3) 前回委員会における話題事項に関する説明（総務課長）

総務課長から，家事調停委員に対するジェンダー関係の研修，平成16年4月期の  
調停委員の任命状況について説明があった。

(4) 基本説明

土居委員から，新たな人事訴訟制度の概要について説明があった

(5) 意見交換の要旨（：委員長，：委員）

基本説明にあったように，家事調停と人事訴訟との関係については，これまでと同様に，調停で合意に至らなかった場合，当然に訴訟に移行するのではなく，改めて訴えを起こさないといけない仕組みである。将来の訴訟手続をあまり重視すると，家事調停の場では十分に発言ができにくくなることもあり得る。訴訟に前置される

家事調停の充実が求められている。

調停と訴訟との関係は非常に難しい問題である。訴訟のことばかりが頭にあると、調停がおろそかになりがちである。家裁で人事訴訟を扱えることになると、いつそのこと裁判官にすべて任せて、といった風潮が強くなりかねない。調停はじっくり濃密に行い、話し合いではどうしても解決しないときに訴訟を起こすというのが望ましい。訴訟に入るときには調停で十分に議論が尽くされており、訴訟では淡々、粛々と法的な主張を行う、といったイメージがよいのではないかと思う。

当事者の意識としてはどうなのか。このごろの当事者は、結構調停で解決したいという姿勢の人も多いが。

人事訴訟の家裁移管については、余り知らない当事者も多いのではないか。

行政の相談窓口などで相談をした人は、それなりの知識を持っているように思う。調停を利用した裁判所でやれば、入りやすいという人もいる。調停と訴訟との関係を考えるとき、最も印象が強いのは調停委員であろう。人事訴訟や調停がうまくいかどうかは調停委員次第だと思う。裁判官が調停委員を大切に育成して欲しい。それと、弁護士側については、特に大都市圏の比較的高齢の弁護士の中には、調停ではだめだと頭から決めつけている人もいて、話し合いでの解決がなかなかうまくいかないことも多い。

弁護士の立場からも、なるべく調停でまとめた方がよいと思う。訴訟になっても結局は相手方の悪口の言いつばなしで、かえって収まらないことも多い。

弁護士の付いた事件では、弁護士がある程度当事者が言いたいことを聞いていないと、話し合いではまとまらない。弁護士も頭を切り換えないといけないが、その点は遅れているように思う。若い弁護士を見ても、当事者の話を聴くのがうまくない人がいて、そのような初めの段階から調停委員に任せるというのも相当でない。弁護士側の研修も考えていく必要があるのではないかと思う。

当事者は、自分たちでは解決ができないから調停を申し立てるのだが、大人の議論の仕方を知らない場合も多いように思う。紛争解決のプロセスを当事者本人も、弁護士も、調停委員も共有していることが必要である。

人事訴訟の家裁移管に伴い、どのように調停の充実を図っていくかを模索しているところである。ところで、人事訴訟では参与員関与の制度が作られたが、どのような資質や能力が要求されるだろうか。現在、選任された参与員候補者への研修を行って

おり、関与のイメージとしては、争点の整理がすんで証拠調べを行う段階で、裁判所から事案の概要や争点などを説明し、審理に立ち会ってもらい、裁判官に意見を述べてもらうといった流れである。

参与員の資質としては、民間性、専門性のうち、前者が重視されているようである。調停委員の場合とは若干異なるかもしれない。ただ、訴訟の段階になって、それまでの調停の内容を知らない人が、いきなり訴訟の途中から関与して、果たしてきちんとした意見を言えるかどうか。初めのうちは、その訴訟に最初から関与していないと意見を言えないのではないか。

参与員がそのような関与が可能ならよいが、そう何回も裁判所に来てもらえるのかどうか。今回の参与員制度では、裁判官にも参与員にきちんと意見を述べてもらえるような説明を行う能力が試されているのだと思う。

判断が微妙に分かれそうな事案に、意見をきちんと言うことは難しい。むしろ、裁判官がどれだけ国民の意見を聞く耳を持っているかにかかっている。

一般の人たちは、それほど参与員についての認識は持っていないだろう。裁判員と参与員の区別も必ずしもはっきりしない程度の認識だと思う。また、参与員として若い人たちの意見も聴きたいという要請はあるだろうが、仕事との兼ね合いで、やはり制約はあるだろう。

一般市民が裁判に関わって、期待される役割が果たせるかどうか疑問がある。法律の場は専門的すぎるし、プライバシーに関わる問題もある。仮に自分がやってみると言われても、辞退するかもしれない。

裁判員のように一般の人から突然選任されるのと違い、参与員は自分からやりたいと思っている人になるのだから、少しは違うだろうが、裁判官と参与員との関係は微妙だと思う。やはり最初から手続に入っていないと意見は言えないのではないか。できるだけ活用しようとするなら、何回かにわたったとしても最初から関与した方がよい。

どういう点について意見を言ってもらえるかによると思う。当事者の言い分を前提に、当事者や証人の尋問を聞いてもらって、率直な意見を言ってもらおうとしたら、それほど専門的なものでもないだろう。

候補者へのガイダンスでは、何日くらい時間が拘束されるということで説明しているのか。

一つの事件で1回，1日の午前中半日で争点などの説明を受け，午後半日で証拠調べを行って意見を言う形で，一人が年間3件から4件くらい関与するというのがモデルとして示されている。

訴訟の全体を知る機会は少ないようだが，それで正々堂々と意見が言えるだろうか。しかし，逆に，感覚的にこうだというくらいの意見でもいいという気もする。

果たして1日でどのくらいのことが分かるのだろうか。私は，その事件の事情をよく知っている調停委員がそのまま人訴の参与員をするのではないかと思っていた。

人事訴訟規則では，調停に関与していた調停委員は参与員にしないよう配慮するという定めがある。社会の価値観が動いている中で，国民が，一般常識をもとに，まっさらな状態でどのように考えるかを聴くことが目的とされているように思う。

直感で感じたことを意見として出してもらえばよいということになるのだろうか。

1日だけで意見を述べることができるかどうかは疑問がある。午前で説明を受け，その日の午後に答を出すのは難しいのではないか。何日か立ち会うことも必要ではないかと思う。例えば，1日目で概要を把握し，しばらく間を空けて2日目に意見を述べるような形も考えられる。また，その意見は，選任された人の社会経験に基づく発言になるが，法的な内容ではなくとも，裁判官にそれなりに受け止めてもらえるのであれば，制度の目的はある程度達せられるのではないかと思う。

裁判官の立場からは，一般人を参与員として関与させることで，かえって手間がかかるということはないのか。裁判官が自分のペースでやった方が楽なのではないか。

裁判官も成長せよということなのだろう。家庭事件は激動しているし，裁判官によっても大きく違いが出たりする。弁護士も見通しが見つからないことも多い。

裁判官は，法律の知識はあっても，家庭問題の専門家ではない。参与員の民間性，社会一般常識が期待されているということではないか。

この当たりで，事務局から，人事訴訟の参与員候補者の確保状況について説明してもらおうことにしたい。

総務課長から平成16年1月期選任参与員候補者の状況，6月期の応募者の状況等について説明があった。

参与員の確保は，人数的にはある程度できたが，その年齢は高いところに集中している。どうしたら若い世代の人たちを確保できるかが問題となる。

裁判官が必要と認めるときに参与員が関与するわけだが，そういった事案はそんな

にあるものなのか。

新たな制度の運用を重ねていくためにも、意識的に活用していかなければいけないと考えられる。

利用者の立場からいえば、裁判官に早く判断してほしいという要請が強い。参与員が関与することによって、その分手続が長びくなら、利用しないでも早く裁判してほしいと感じてしまう。裁判の当事者にとってプラスにならないものなら、いくら国民参加とはいっても疑問がある。

訴訟当事者が、参与員は関与させないでほしいと要望した場合は、どうなるのか。

参与員を関与させるかどうかは裁判官の判断に委ねられているから、裁判官が必要と考えたら関与させることになるだろう。

プライバシーの問題を特に重視しなければならない事件では、裁判官も配慮することになるのではないか。

秘密保護の点は、参与員にも守秘義務があるし、研修でもその点はきちんと指導するので、余り心配はいらないと考えている。また、現在の人事訴訟の審理期間は9か月～10か月程度であるが、事実の調査が行われたり、参与員の関与があっても、大幅に遅れることがあってはならないと考えている。

参与員は、扱った事件の当事者の住所や実名は分かることになるのか。

参与員も、その事件について公平を疑うような事情がある場合には、関与できない仕組みができています。これを判断する必要があるため、少なくとも当事者の氏名や住所のある地域程度は教えることになると思う。

先に実施した参与員に関するアンケートでは、候補者の公募制というような意見も出ていたが、どうか。

新しい制度にしてはピーアール不足であると思う。関心を集めることも必要であるし、広く公募したらどうか。一つの事件で丸1日、年間3件から4件程度であるとすると、普通のサラリーマンであれば、それほど大きな負担ではない。

公募制を考える場合、選考態勢や選考基準が明確で、選ばれなかったときに説明ができる状態になければいけないと考えている。

公募制は、人数とかターゲットを絞って始めてみることはできるのではないかと。合格者の枠があれば、落選者への説明もしやすいはずである。

なカウンセラーの団体に声をかけることもあり得ると思う。

離婚問題に悩んでいる人は、臨床心理士にかかっている人がいたりする。このようなカウンセラー団体に声をかけることもあり得ると思う。

参与員をどうやって集めるかということだが、そのような団体に声をかけると、むしろどっと集まってしまう、そこから、そぐわない人を選別したりする方が難しい。方向性さえきちんとしていれば、やはり公募制だと思う。ところで、人事訴訟が移管するということは、地裁から家裁に事件が移ってくるということで、家裁としては大変なことだろう。現在家裁にいる人でやらなければならないとすると、能率化や効率化も考えなければならない。

家裁の態勢としては、相談窓口担当者の対応の仕方については特に気をつけてほしい。最近の調停や訴訟の当事者は、傷つきやすい人がとても多い。説明の中身ではなく、会話の仕方や印象で悪い感情を持つ当事者もいるので、サービス業という認識を持ってほしいと思う。

窓口相談については、担当者の研修を実施しているし、逆に当事者に感謝されたという事例も聞いているが、一層配慮しなければいけないと考えている。

総務課長から、人事訴訟移管の広報(パンフレット、リーフレット、広報テーマ、ポスター、広報用ビデオ、ファクシミリサービスの改訂など)について説明があった。

家事首席書記官から、当事者への家事調停・人事訴訟の説明方法等について説明があった。

今説明のあった調停開始に当たっての説明は、書面で渡さないのか。

それぞれの調停委員が口頭で説明することが想定されている。

利用する当事者が、結論に至るまで手続がどういう流れで進むのかをきちんと知っておくことが大切であるので、よい方法を工夫してもらいたい。

#### (6) 次回の意見交換テーマ

メインテーマ「少年事件の状況と少年審判の運営について」

#### (7) 今後の委員会の予定

次回期日 平成16年6月18日(金)午後1時30分

次々回期日 平成16年11月5日(金)午後1時30分